

令和4年度エコタイヤ導入助成事業要領

令和4年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の会員がエコタイヤを導入する場合の費用の一部を助成することで、協会が行う環境問題対策の一環である省エネルギー対策をより効果的に推進することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの。

3 助成の対象

次の(1)～(3)を全て満たすタイヤとする。

- (1) 協会ホームページに掲載する「エコタイヤ対象商品一覧」に記載された転がり抵抗を5%以上低減するタイヤ。
- (2) 福島県内ナンバーの車両に新品で装着するタイヤ。
- (3) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に購入・契約し、その費用の支払いが完了したタイヤ。リース契約、割賦契約で導入する場合は、装着初年度のみ対象とし、令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に導入した本数に、その導入に要する費用総額に対する支払済金額の割合を乗じて得た本数(端数は四捨五入をする)までとする。

4 助成件数

1会員あたり車両保有台数(令和4年度協会名簿台数)の3分の1(端数は四捨五入をする)×10本までとし150本を上限とする。

5 助成金額

エコタイヤ1本あたり2,000円とする。

6 申請期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 26,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和4年度エコタイヤ導入助成申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送・持参等により提出する。県内に複数の営業所がある場合、本社又は主管支店が取りまとめて提出する。